

年金豆知識

～年金が3階建てって、ご存じでしたか？～



福利課 年金担当

もくじ

1. 公的年金制度の仕組み

- (1) 3階建ての年金
- (2) 1階部分（国民年金）
- (3) 2階部分（厚生年金保険）
- (4) 3階部分（経過的職域加算額・年金払い退職給付）

2. どんな年金を受け取ることができるの？

- (1) 給付の概要
- (2) 老齢年金の受給要件
- (3) 支給開始年齢
- (4) 受給年齢を選択する方法（老齢年金の繰上げ・繰下げ支給）
- (5) 老齢年金の内訳

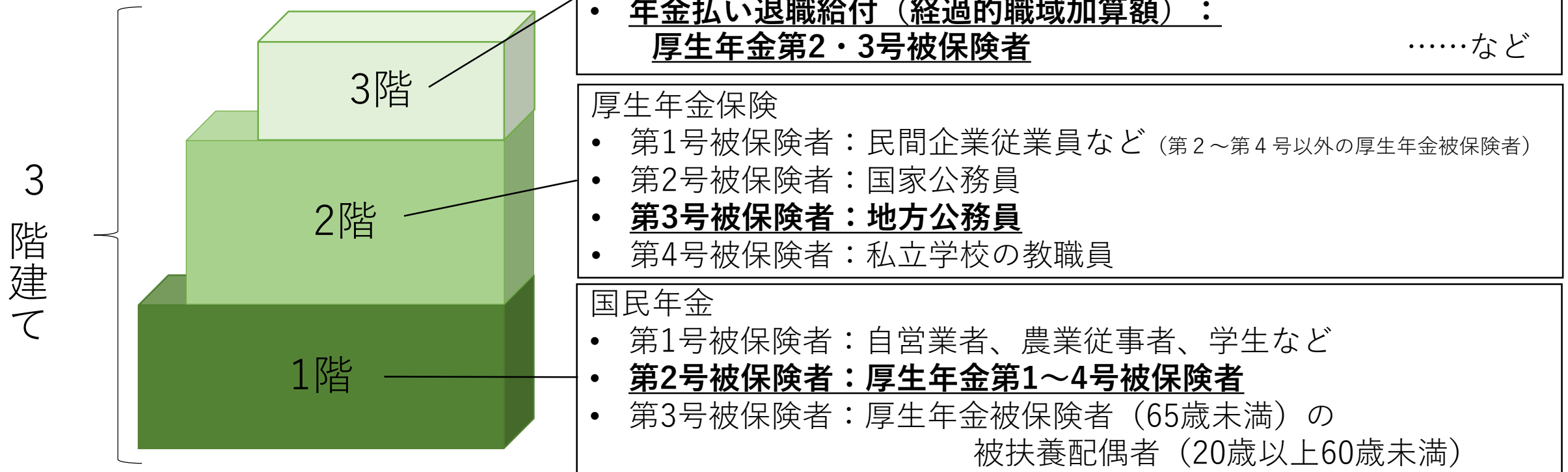
3. 用語の解説



1. 公的年金制度の仕組み

(1) 3階建ての年金

※ 被保険者…年金制度加入者のこと



☆ 第〇号被保険者とは：厚生年金・国民年金の加入者は、それぞれ職業などにより『第〇号被保険者』と区分されています。上記のように、厚生年金の第1号被保険者と国民年金の第1号被保険者は同じ第1号被保険者でも全く別物です。

(2) 1階部分 (国民年金)

1階は国民年金です

- 昭和61年4月1日以後、日本国内に居住する**20歳以上60歳未満の方**に加入が義務付けられている年金制度です（昭和61年3月31日以前の加入は任意でした。）。
- 加入者は、国民年金第1～3号被保険者に分かれており、**厚生年金被保険者は、「国民年金第2号加入者」となります。**（※ P3の図参照）
- 厚生年金保険料のうち、一定割合を国民年金保険料として拠出しているため、厚生年金被保険者が「国民年金保険料」を単独で納める必要はありません。

(3) 2階部分（厚生年金保険）

2階は厚生年金保険です

※平成27年10月1日以後、国家公務員・地方公務員の加入する「共済年金」が、「厚生年金」に統一されました。

- 一定の条件下で雇用されている70歳未満の方が加入する年金制度です。
- 公立学校共済組合員は地方公務員共済組合員となり、「第3号厚生年金」に加入しています。（※ P3の図参照）
- 過去に他の公務員共済組合に加入していた期間については、最後に加入した公務員共済組合が、当該期間に係るすべての年金記録の管理、年金の決定・支給等を一括して行うことが定められています（国家公務員共済組合員期間を含みます）。

(4) 3階部分 (経過的職域加算額・年金払い退職給付)

3階は経過的職域加算額・年金払い退職給付です

- ▶ 公務員の職務の特殊性を考慮し、特別に支給される年金です。
- ▶ 期間によって次のとおり分かれており、給付の原資も異なります。
 - 平成27年9月30日以前の組合員期間：**経過的職域加算額** (賦課方式)
 - 平成27年10月1日以後の組合員期間：**年金払い退職給付** (積立方式)

● 経過的職域加算は「賦課方式」

公的年金制度は、現在の被保険者が支払った年金保険料を、現在の高齢者などの年金給付に充てる「世代間扶養」の考え方に基づいています。

これを「賦課方式」といい、国民年金・厚生年金・経過的職域加算額が該当します。

● 年金払い退職給付は「積立方式」

将来の年金給付のために年金の原資を積み立てる方式のことを「積立方式」といい、年金払い退職給付がこれに当たります。

☆ 3階部分は平成27年10月の被用者年金制度一元化前後で制度が異なっており、経過的職域加算額は『旧3階』、年金払い退職給付は『新3階』と呼ばれています。

2. どんな年金を受けることができるの？

(1) 給付の概要

年金制度		給付事由		老 齢	障 害	遺 族
3階	年金払い退職給付 (H27.10.1～)	退職年金 (有期・終身) ※65歳～、退職後	公務障害年金	公務遺族年金		
	経過的職域加算額 (～H27.9.30)	退職共済年金	障害共済年金 ※給付事由発生日が 一元化前	遺族共済年金		
2階	厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金		
1階	国民年金	老齢基礎年金 ※65歳～	障害基礎年金 ※障害等級1～2級	遺族基礎年金 ※子がいる場合		

【給付事由とは具体的には？】

老 齢 : 支給開始年齢に達したときに支給される。

障 害 : 組合員期間中の病気やけがにより、一定の障害状態になったときに支給される。

遺 族 : 組合員または受給者が死亡したとき、その遺族に支給される。

▶ すべての年金に共通すること

- 年金ごとの受給要件を満たさなければ、年金を請求することはできません。
- 年金を受給するためには、請求手続きを行う必要があります。
- 年金を受給する権利は、原則として、その事由が生じた日から5年間行われな
いは消滅します。
- 受給中の年金以外の公的年金の受給権を取得した場合は、原則として、いずれか一方の年金を選択して受給することとなります（これを「**一人一年金の原則**」といい、障害年金や遺族年金などとの併給はできません）。
ただし、「老齢厚生年金と老齢基礎年金」など、同一給付事由に基づく年金については同時に受給することができます。
- 支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月分から（例：老齢年金の場合は誕生日の翌月分から）です。偶数月に前月と前々月分が支給されます。

(2) 老齢年金の受給要件

以下の要件を満たさないと年金を受給できません

➤ 老齢基礎年金

- 公的年金加入期間が10年以上あること
- 支給開始年齢（詳細はP10）に達していること

➤ (特別支給の) 老齢厚生年金

- 公的年金加入期間が10年以上あること
- 厚生年金保険の加入期間が1年以上あること（本来支給の老齢厚生年金の場合は1月以上）
- 生年月日ごとの支給開始年齢に達していること

➤ 年金払い退職給付

- 1年以上の引き続く公務員共済組合員期間があること
- 支給開始年齢に達していること
- 公務員共済組合員でないこと

(3) 支給開始年齢

- ▶ 老齢年金は、生年月日によって支給開始年齢（＝年金を受け取る権利が発生する年齢）が異なります。

老齢年金の種類		生年月日	S32.4.2～S34.4.1	S34.4.2～S36.4.1	S36.4.2～
		3階部分	年金払い退職給付 (H27.10.1～の期間)	65歳	
	経過的職域加算額 (～H27.9.30の期間)	63歳	64歳	65歳	
2階部分	老齢厚生年金	63歳	64歳	65歳	
1階部分	老齢基礎年金	65歳			

※ 民間企業の従業員、臨時的任用職員などとして勤務し、**第1号厚生年金に加入したことがある女性については、第1号厚生年金の期間に係る老齢厚生年金のみ**支給開始年齢が上記の表よりも若くなっています。（詳しくは、日本年金機構のHP参照）

(4) 受給年齢を選択する方法（老齢年金の繰上げ・繰下げ支給）

➤ 繰上げ支給：60歳～老齢年金支給開始年齢までの間

- 老齢年金が**一生減額される**代わりに、本来の支給開始年齢よりも早く年金を受け取れる制度です。
- 制度の詳細については、「福利のしおり」P125からP126をご覧ください。

➤ 繰下げ支給：66歳～75歳までの間

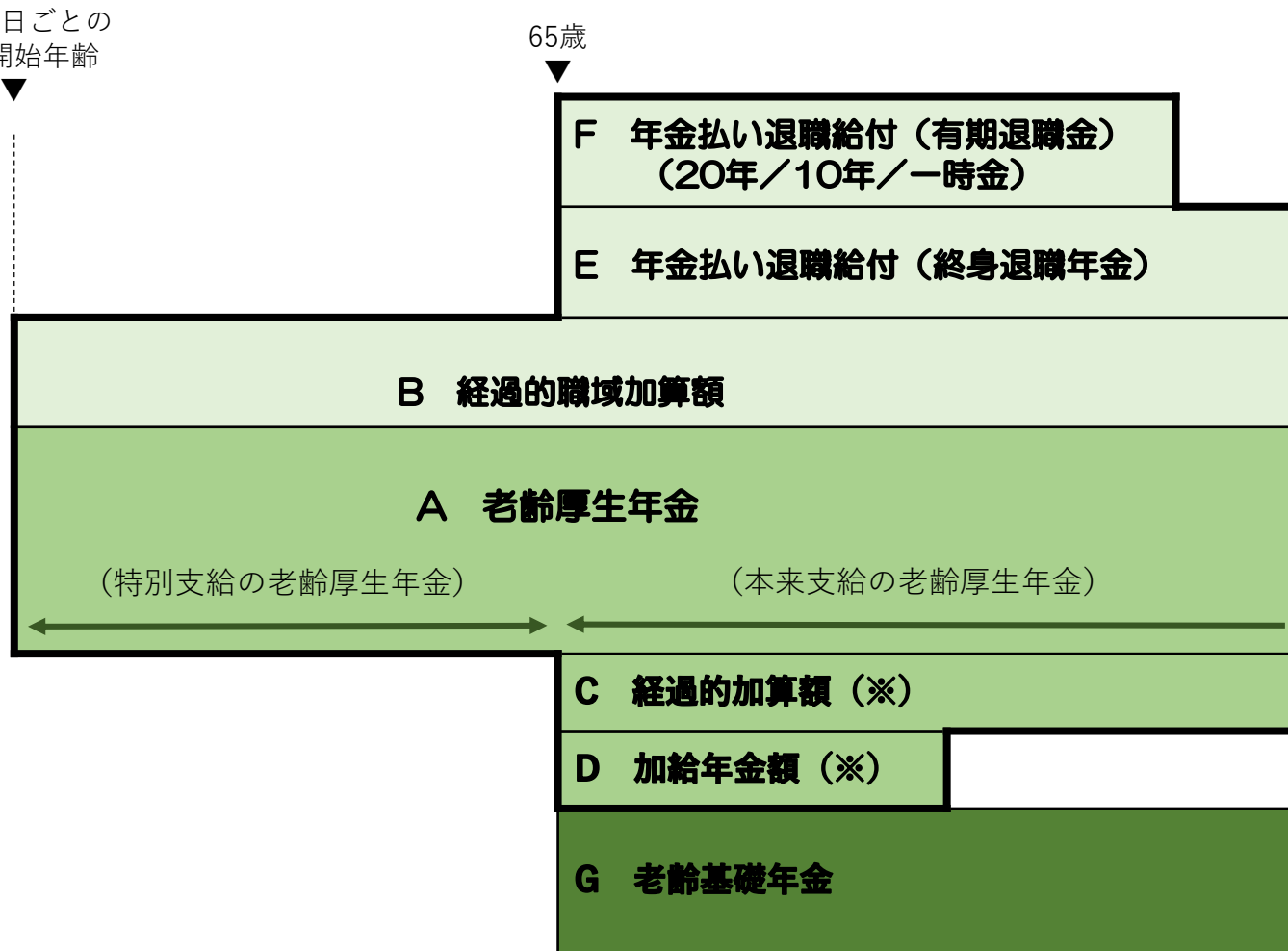
➤ ※令和4年4月から上限年齢が70歳から75歳になりました。

- 65歳から支給される老齢年金を、本来の支給開始年齢よりも遅く受け取る代わりに、**増額された年金を受け取れる**制度です。
- 制度の詳細については、「福利のしおり」P127からP128をご覧ください。

(5) 老齢年金の内訳

(図中用語の解説はP13～P14)

生年月日ごとの
支給開始年齢



※ 要件に該当する場合のみ支給

3階部分

公立学校共済組合が決定・支給

2階部分

公立学校共済組合が決定・支給

または

日本年金機構等が決定・支給

※各人が加入していた年金制度による

1階部分

日本年金機構が決定・支給

3. 用語の解説

A：特別支給の老齢厚生年金、本来支給の老齢厚生年金

- ▶ 公務員共済組合員期間に基づき決定・支給されます。
- ▶ 特別支給の老齢厚生年金は経過措置のため、昭和36年4月2日以後に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。また、支給開始年齢は生年月日によって異なります。（P10参照）
- ▶ 本来支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は65歳です。

B：経過職域加算額

- ▶ 平成27年9月30日以前の公務員共済組合員期間に基づき決定・支給されます。

C：経過加算額

- ▶ 国民年金の加入期間が480月に満たない方のうち、20歳未満及び60歳以上の厚生年金加入期間に応じて加算されます。

D：加給年金額

- 厚生年金加入期間が20年以上ある方が65歳に到達した時点で、要件を満たす配偶者または子がいる場合に、老齢厚生年金に加算されます。
- 金額は年度によって異なり、対象者（配偶者・子2人目まで・子3人目以上）ごとに一律に定められています。

E：年金払い退職給付（終身退職年金）

- 平成27年10月1日からの公務員共済組合員期間に基づき決定・支給されます。

F：年金払い退職給付（有期退職年金）

- 平成27年10月1日からの公務員共済組合員期間に基づき決定・支給されます。
- 受給方法を20年、10年、一時金から選択できます。

G：老齢基礎年金

- 20歳以上60歳までの40年間のうち、国民年金の保険料を納めた期間に基づき決定・支給されます。（共済組合員の期間は国民年金に加入しているので、保険料を納めた期間に含まれます。）

まとめ

年金に関する請求等の手続は

難しくて面倒だ！と思われるかもしれませんが

退職後の生活にかかる大切なことなので

必要な時に必要な手続をしておきましょう！

